

安全就業基準

(平成7年10月17日改定)

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだけあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (6) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (7) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故等に気をつけること。
- (8) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (9) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
- (10) 飲酒、酒気帯び状態での作業、運転は絶対にしないこと。
- (11) たばこ等の火の取扱いは十分注意すること。

(作業別安全就業)

第4条 会員は、植木、除草、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(就業提供外作業の禁止)

第5条 会員は、業務仕様書に無い作業を行ってはならない。

(業務内容の報告)

第6条 会員は、センターの求めに応じ、業務内容確認書を提出しなければならない。

(安全保護具)

第7条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用する。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第8条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第9条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(器具類の使用)

第10条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があつた場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成29年6月22日から施行する。